

①施策の目的等

施策の名称	施策Ⅱ-2-6 生活援護の確保
目的	○経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れるよう、各種施策により支援します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を促進します。

②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
就労により自立した世帯の数（年間）	目標値		125.0	125.0	125.0	125.0	世帯	目標値							
	取組目標値							実績値							
	実績値	117.0						達成率	-	-	-	-	-	-	%
	達成率	-	-	-	-	-									
	目標値							目標値							
	取組目標値							実績値							
	実績値							達成率	-	-	-	-	-	-	%
	達成率	-	-	-	-	-									
定性目標	平成28年度～平成31年度														
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）															

③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状 (客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯はH21年1月以降、開始件数が急増したがH24年度以降減少に転じ、H26年度は再び増加、H27年度は前年度から10.7ポイント減少（開始件数推移）H21年度749件、22年度837件、23年度857件、24年度769件、25年度683件、26年度699件、27年度624件 「その他世帯」はH20年度のリーマンショック以降急増していたが、近年の推移はH23年度999世帯、24年度1124世帯、25年度1152世帯、26年度1112世帯、27年度1003世帯 生活困窮者自立支援制度によるH27年度の支援状況 ⇒ 新規相談件数は全国平均を上回り、プラン作成件数は下回った（人口10万人あたり新規相談：国14.7件、県16.4件、人口10万人あたりプラン作成：国3.6件、県2.7件） 子どもの貧困対策として関係部署の取組を把握している市町村は予定を含めて全体の2割 戦没者遺族等に対する各種給付金については、H27年度から始まった特別弔慰金の請求が集中し裁定処理が追いつかない状況（H27年度処理状況 受付9183件 裁定等処理4890件 処理率53.3%） 中国帰国者対策については支援給付制度の実施主体である4市町と連携を図りながら進めている
---	--

④今年度末の施策目的の達成度予測

28年度の施策目的の達成度予測	判断	その理由
A:達成できる B:概ね達成できる（見直す点がある） C:達成は困難	B	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯のうち、就労収入増加により自立できた世帯数は、H27年度117世帯である。引き続き、必要な保護と適切な自立支援を実施すること、ハローワークとの連携や就労支援員の活用、「生活困窮者自立支援法」に基づく事業との連携を図ることにより、自立し安定した生活に向けた世帯数が増える見込みである。

⑤課題の認識

(1)平成31年度末の施策目的の達成状況（予測） A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	判断	その理由（④の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載）
(2)施策の目的達成に向けての課題	B	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯のうち、比較的就労阻害要因が少ない「その他世帯」に対して就労指導をはじめとする自立支援を強化していく必要がある。 生活困窮者自立支援機関の支援員は、相談者が抱える複数の困難な課題を整理し、支援を継続させる技術が求められる。 また、各市町村で、庁内の関係部局や関係団体との連携体制の整備が必要。 子どもの貧困対策は子育て、教育等多方面にわたるため、連携を強化する必要がある。 戦没者の遺族等への援護事務については、特別給付金及び特別弔慰金等の各種給付金の未請求による時効失権を防止するため、継続した広報等を実施する必要がある。 また、前回受給者請求について担当者を定めて裁定処理を行うなど、引き続き事務の効率化を図る必要がある。

⑥今後の取組みの方向性

課題解決に向けての今後の取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の自立を促進するために、H17年度から個々の状況に応じた自立支援プログラムによる支援や、社会保障給付金等の手続き、医療介護のサービスの利用が図れるよう取り組んできた。また、H22年度から就労支援員の配置を進めてきているが、これまで以上にハローワークとの連携を密にし、H27年度から施行された「生活困窮者自立支援法」との事業連携を図っていく。 各市町村福祉事務所において、生活相談等に対する適切な対応や生活保護の適正実施、他法他施策の活用が図られるよう引き続き指導監査を実施するとともに、町村福祉事務所への支援体制についても確保していく。 生活困窮者自立支援機関の支援員に対して、相談支援技術の研修会を開催する。また、各市町村に地域資源の開発や学習支援の実施に向けて、優良事例等の情報提供を行う。 子どもの貧困対策の推進に向け、福祉サイドと教育サイドの連携を進め、お互いの課題を共有する。 各種給付金のうち、対象者が特定できる戦没者等の妻に対する特別給付金等については、必要に応じて受給権者の把握、請求勧奨を的確に進めていく。 平成27年度から始まった特別弔慰金（請求期限：平成30年4月2日まで）については請求漏れをなくすため、国、県、市町村における継続した広報の実施等を行う予定である。また、裁定等の処理を促進するため、前回受給者からの請求について審査担当者を定めて裁定を行うなど、引き続き事務の効率化を図る。 中国帰国者対策については、今後も事務監査を的確に実施するなど実施主体である市町と連携を図り、支援給付制度の適正な運営が図られるよう指導していく。
---------------------	---

施策評価シート別紙2(事務事業一覧)

施策の名称	施策Ⅱ-2-6 生活援護の確保			
-------	-----------------	--	--	--

(単位:千円)

	事務事業名	目的(意図)	前年度 事業費	今年度 事業費	所管課名
1	生活保護費の給付事業	要保護世帯の安定と経済的自立が図られるようにする。	8,581	10,279	地域福祉課
2	自立支援事業	世帯の安定と生活意欲の醸成、経済的自立が図られるようにする。	45,866	25,300	地域福祉課
3	行旅病人等への支援事業	必要な救護等が受けられるようにする。	349	382	地域福祉課
4	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費	自立の促進を図る。	5,928	3,022	地域福祉課
5	旧軍人及び未帰還者等援護事業	福祉の増進が図られ、中国帰国者等については自立が促進される。	29,401	24,241	高齢者福祉課
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					